

神奈川県庁内グリーン配送の実施における低公害車の定義について

1 趣旨

神奈川県庁内グリーン配送（以下「グリーン配送」という。）は、環境に配慮した配送を行なう事業者を県が率先して評価・選定することで社会の意識変化を促し、事業者の環境に対する意識のボトムアップを図るとともに県内の大気環境改善に資することを目的としています。

本年4月からは、グリーン配送の実施内容として低公害車の使用が義務化されますが、低公害車の定義について、将来に向かって変化する要素があるため、その考え方を整理し、事業者の皆様にお知らせするものです。

2 グリーン配送における低公害車の定義

(1) 低公害車とは

神奈川県庁内グリーン配送実施指針では低公害車を、「排出ガスを排出しない自動車または排出ガスの排出量が相当程度少ないと認められる自動車で、九都県市指定低公害車等として指定されたものをいう」と定義しています。具体的には、国土交通省が認定する低排出ガス認定車及び九都県市首脳会議（大気保全専門部会）が指定する九都県市指定低公害車を指し、いずれも大気汚染防止法に基づく自動車排出ガス規制値を基準に一定の水準をクリアした車両型式が、その対象となっています。

現在は、「平成12年基準」及び「平成17年基準」として一定の水準をクリアした車両が主たる低公害車として車両登録されており、現行制度においても同車両を低公害車として定義づけしています。

(2) 自動車排出ガス規制値の推移と低公害車の概念の変化

自動車排出ガス規制値は、大気汚染防止対策として国が年々強化しているものであり、平成12年及び平成17年の規制に続き、現時点においては、平成23年9月以降（9月までに車両総重量ごとに段階的に規制）の規制として、新たな型式での販売に「平成21年規制値」を設けています。

国が定める規制値が推移すれば、必然的に低公害車として求められる環境性能も高まるため、低公害車の概念も時代とともに変化させていく必要があります。

(3) 低公害車の定義の移行

現行制度の「平成12年基準」を満たす低公害車は、現在では生産されておらず、低公害車としての評価も行なわれていません。

メーカーにおいては、世界で最も厳しい規制と言われた「平成17年基準」を満たす低公害車に続き、「平成21年規制値」をクリアする環境性能及び燃費性能を備えた車両の市場投入を目指しています。

これらを勘案し、グリーン配送における低公害車の定義については、今後、メーカーの開発動向や低公害車の販売・普及状況などを注視しながら『「平成17年基準」低公害車以上の排出ガスレベルにある車両』（別紙参照）へと移行していくものとします。

3 本格実施に伴う低公害車適否の判断

低公害車の適否については、別紙を参照のうえ、御対応くださるようお願いいたします。また、低公害車への代替を検討している事業者の皆様におかれましては、「平成17年基準」低公害車以上の排出ガスレベルにある車両の導入を御検討くださるようお願いいたします。